

公募設置管理制度（Park-PFI）にかかる 整備運営に関する事項

1	事業の概要	1
2	整備運営に関する事項	2
	（1）整備運営に関する共通事項	2
	（2）公募対象公園施設に関する事項	8
	（3）特定公園施設に関する事項	14
	（4）利便増進施設に関する事項	22
3	リスク分担等に関する事項	23
4	工事施工の条件	24
5	その他	25
	（1）事業破綻時の措置	25
	（2）業務の引継ぎ等	25
	（3）その他	25

1 事業の概要

本事業にて、認定計画提出者が実施する業務は下記のとおり、飲食等の便益施設等の公募対象公園施設を整備及び管理運営するとともに、休憩所等の特定公園施設等の整備及び管理運営を行っていただきます。整備には計画・設計から工事までを含むものとします。

公募対象公園施設

- ① 景観や情緒を活かしたカフェ・レストラン等飲食施設の整備運営（※必須）
- ② 公園利用者のための休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、集会所の整備運営

特定公園施設

- ③ 誰もが快適に利用できる休憩所と便所等の整備運営（※必須）
- ④ 公募対象公園施設と一体的に利用する園路、広場等の整備運営
- ⑤ 名古屋市が指定する既存の管理事務所、倉庫等の撤去及び名古屋市が使用する倉庫、資材置き場の整備（※必須）
- ⑥ 認定計画提出者が指定管理業務に必要な管理事務所、倉庫、資材置き場等の整備

利便増進施設

- ⑦ 自転車駐車場、広告塔、看板の整備運営

2 整備運営に関する事項

整備区域において公募対象公園施設、特定公園施設等を整備運営する提案をしてください。

(1) 整備運営に関する共通事項

ア 文化財に関する事項

鶴舞公園は一部を除きほぼ全域が登録記念物（名勝地関係）であるため、下記の登録理由を踏まえ、文化的価値を高める事業提案をしてください。

整備にあたり現状の変更を伴うため、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により、工事着手前に文化庁へ文化財の現状変更の協議・届出等が必要です。名古屋市が協議・届出の手続きを行うにあたり、実施設計図作成等、必要な協力を行ってください。届出後に実施設計図を変更する場合、工事着手前に文化庁への協議・届出等が必要となる可能性があります。また、協議によって提案した計画の変更が必要となる可能性があります。

【登録理由】明治の欧化思想の影響を受け、整形式の洋風庭園と回遊式の日本庭園を併せ持った名古屋市初の総合公園。明治 43 年の第 10 回関西府県連合共進会の会場として利用され、その後も大都市名古屋の中央公園として発展しながら、当時の様式や施設の多くを今に伝えており、造園史上の意義が深い。

登録理由について詳細は、パークマネジメントプラン、及び追加資料「文化財登録原簿への登録手続きについて（意見）」を参照してください。

イ 整備区域に関する事項

(ア) 整備区域の位置等

公募対象公園施設及び特定公園施設を提案可能な区域（整備区域）は別添 1-2「事業区域図」及び別添 2-2「整備区域図」に示すとおり、①正面南エリア、②秋の池エリア、及び③熊沢山エリアです。

整備区域（必須）は、提案内容に関わらず区域全体を設置管理許可区域とします。②秋の池エリアと③熊沢山エリアの整備区域（任意）は、提案された施設を除き指定管理区域とします。ただし、提案により設置された指定管理業務に必要な管理事務所、倉庫、資材置き場等は指定管理対象施設とします。

また、④緑化センターバックヤードには指定管理業務に必要な管理施設のみ提案可能です。

なお、利便増進施設のうち自転車駐車場は整備区域に、広告塔及び看板については

整備区域及び公募対象公園施設周辺の指定管理区域に提案可能ですが、公園の景観に十分配慮した提案としてください。

(イ) エリアの将来イメージ

各エリアの将来イメージ、景観・意匠に関する配慮事項は以下のとおりです。

①正面南エリア

○将来イメージ

- ・鶴舞公園の歴史的建造物や花などのみどり、スポーツ施設、レクリエーション施設、名古屋市公会堂や鶴舞中央図書館などの文化施設などを通じて、多様な人々が集う交流と賑わいの拠点となり、情報サービスを提供し、飲食や物販などを楽しむことができる空間とします。

○景観・意匠の配慮事項

- ・公園の正面にふさわしい風格があり、正面広場と調和のとれた施設デザイン、素材、色としてください。
- ・樹林に囲まれた雰囲気を保ちつつ、多くの人が集まり行き交う、明るく開放的な空間となるよう、既存の樹木を活かしてください。

②秋の池エリア

○将来イメージ

- ・池泉回遊式庭園の主要な要素の1つである秋の池の景観や情緒を活かし、気軽に飲食などを楽しむことができる空間とします。

○景観・意匠の配慮事項

- ・秋の池の景観と落ち着いた雰囲気に調和した施設デザイン、素材、色としてください。
- ・池泉回遊式庭園の意匠は保ちつつ、来園者が散策と休憩を楽しみ、庭園を眺めながら一息できる空間となるよう、既存の樹木を活かしてください。

③熊沢山エリア

○将来イメージ

- ・池と木々に囲まれた中で、散策や休憩、飲食などを楽しむことができる落ち着いた空間とします。

○景観・意匠の配慮事項

- ・熊沢山から望む日本庭園を意匠とした胡蝶が池、竜ヶ池、菖蒲池と調和のとれた施設デザイン、素材、色としてください。
- ・樹林に囲まれた自然味あふれる雰囲気を保ち、池や木々を眺める高台にあることを活かした落ち着いた空間となるよう、既存の樹木を活かしてください。

ウ デザインに関する事項

- (ア) 整備区域の空間デザイン、施設デザイン、高さ、及び配置等は、再生方針とエリア毎の将来イメージ、景観・意匠の配慮事項を踏まえ、景観や情緒、植栽を活かした事業内容、整備計画としてください。整備区域周辺の景観・意匠に十分配慮し、調和のとれた空間デザイン、施設デザインや素材、色彩としてください。
- (イ) 施設はユニバーサルデザインに配慮してください。なお、バリアフリーについては、人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年愛知県条例第33号）、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年名古屋市条例第10号）及び福祉都市環境整備指針（名古屋市）に基づいた計画としてください。また、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- (ウ) 外面する建具等については、できるだけ透明又は開放的なものにしてください。
- (エ) 施設や夜間照明等の配置・構造については、死角や暗がりをつくらぬよう、公園利用者の安全性に配慮してください。
- (オ) 管理施設は周囲からの景観に配慮して配置や遮蔽を行ってください。

エ 建築面積に関する事項

- (ア) 整備区域①②③④内に設置可能な建築面積の合計の上限は2,500㎡とします。またエリア毎の建築面積の上限は、①正面南エリア1,500㎡、②秋の池エリア1,000㎡、③熊沢山エリア300㎡とします。建築面積は、公募対象公園施設、特定公園施設（指定管理業務に必要となる事務所、倉庫等を含む）として新たに整備する建築物の合計面積とします。
- (イ) 公募対象公園施設の規模、数量、配置等を提案してください。ただし、正面南エリア、秋の池エリアのどちらかのエリアだけにしか設置しない提案は認めません。少なくとも、正面南エリアは400㎡、秋の池エリアは100㎡の建築面積（複数棟の場合は建築面積の合計）の公募対象公園施設を設置してください。
- (ウ) 公募対象公園施設の建築面積の合計は1,800㎡以下とします。ただし、熊沢山エリアで提案がない場合は1,500㎡以下とします。なお、建築面積が発生しない公募対象公園施設については面積の上限はありませんが、都市公園が一般公衆の自

由な利用に供される公共施設であることを鑑みた規模の提案としてください。

- (エ) 特定公園施設のうち便益施設及び管理施設の建築面積の合計は 500 m²以下とします。

オ 施設の配置に関する事項

各エリアの施設の配置に関する事項は以下のとおりです。各施設については、公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設に関する事項を確認してください。なお、任意とする整備区域の全部または一部を指定管理区域として活用する場合は、指定管理業務または自主事業として提案してください。

(ア) 正面南エリア

- ・別添 2-2「整備区域図」で示す整備区域（必須）Ⅰ-1において、公募対象公園施設の提案を必須とします。また任意で特定公園施設等の提案が可能です。Ⅰ-1の区域すべてにおいて設置管理許可を受け、認定計画提出者の負担において特定公園施設、既存の植樹帯等の維持管理を行ってください。
- ・別添 2-2「整備区域図」で示す整備区域（任意）Ⅰ-2は鶴舞中央図書館の管理区域ですが、任意で特定公園施設の提案が可能です。施設が提案された場合、鶴舞中央図書館との協議の上、特定公園施設が提案された区域を名古屋市が鶴舞中央図書館の管理区域から除外するので、認定計画提出者が特定公園施設について管理許可を受け、認定計画提出者の負担で維持管理を行ってください。
- ・既存の高木を活かした施設の配置提案を期待します。
- ・別添 2-3「エリアⅠの石組みについて」で示す既存の石組みの保全、または整備の際に石材を活用する提案を期待します。

(イ) 秋の池エリア

- ・別添 2-2「整備区域図」で示す整備区域（必須）Ⅱ-1において、公募対象公園施設の提案を必須とします。また特定公園施設として便所の整備を必須とし、任意でその他の特定公園施設等の提案も可能です。Ⅱ-1の区域すべてにおいて設置管理許可を受け、認定計画提出者の負担において特定公園施設の管理運営、既存の植樹帯等の維持管理を行ってください。
- ・別添 2-2「整備区域図」で示す整備区域（任意）Ⅱ-2において、任意で建築面積の発生しない公募対象公園施設及び特定公園施設の提案が可能です。原則、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備区域について設置管理許可を受け、認定計画提出者の負担で管理運営を行ってください。提案により整備された施設以外は指定管理区域とします。

- ・別添 2-2「整備区域図」で示す整備区域（任意）Ⅱ-3において、任意で公募対象公園施設、特定公園施設等の提案が可能です。原則、公募対象公園施設及び特定公園施設の設置区域について設置管理許可を受け、認定計画提出者の負担で管理運営を行ってください。提案により整備された区域以外は指定管理区域とします。
- ・公園内へ管理車両が進入する乗り入れ及び通路を確保してください。
- ・既存の高木を活かした施設の配置提案を期待します。

（ウ）熊沢山エリア

- ・別添 2-2「整備区域図」で示す整備区域（任意）Ⅲにおいて、任意で公募対象公園施設の提案が可能です。また公募対象公園施設を設置する場合において、任意で特定公園施設の整備も可能です。原則、公募対象公園施設及び特定公園施設の設置区域について設置管理許可を受け、認定計画提出者の負担で管理運営を行ってください。提案により整備された区域以外は指定管理区域とします。
- ・既存の高木を活かした施設の配置提案を期待します。

（エ）緑化センターバックヤード

- ・別添 2-2「整備区域図」で示す整備区域（任意）Ⅳにおいて、任意で指定管理業務に必要な管理事務所、倉庫等の特定公園施設の提案が可能です。原則、この区域は指定管理区域とします

カ 建築物の構造に関する事項

- （ア）正面南エリアの建築物は2階建て（屋上部分の利用可）以下かつ建築物の高さ10m以下、秋の池エリアの建築物は2階建て（2階屋上部分の利用不可）以下かつ建築物の高さ10m以下、熊沢山エリアの建築物は1階建て（屋上部分の利用不可）かつ建築物の高さ10m以下とし、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、その他関係法令の規定に適合する常設の建築物とします。

- （イ）公募対象公園施設と特定公園施設の建築物を一体的に整備する場合は、事業終了時に公募対象公園施設を撤去する際、原則分離できる構造としてください。

キ 基盤整備（敷地造成、既存施設の撤去）に関する事項

- （ア）整備区域内はできるだけフラットあるいは緩やかな勾配になるよう整備してください。ただし、構造上やむを得ない場合、周辺道路や園路との取り合わせが必要な場合、あるいは地盤の勾配を活かすことでより魅力的な空間が提案できる

場合（バリアフリー化が必要な園路部分は除く。）などはこの限りではありません。

(イ) 基盤整備に伴い既存許可物件等との取り合わせの位置、高さが変わる場合など、許可物件のインフラに影響する場合は、各既存許可物件所有者と協議を行い、了解を得た上で、必要な整備・復旧を行ってください。これにより各既存許可物件所有者へ負担金等の支払いが必要となる場合は、認定計画提出者から各既存許可物件所有者へ負担金等を支払ってください。なお、既存許可物件は別添 1-2「事業区域図」、追加資料を参考にしてください。また、既存のインフラについては追加資料を参考にしてください。

(ウ) 基盤整備にあたっては、排水機能の確保に十分配慮してください。

(エ) 現地にある景石、石組みについて保全、または整備の際に石材を活用する提案を期待します。

ク 植栽に関する事項

(ア) 整備区域及びその周辺の既存の樹木について、現状の樹木の状況を確認した上で、枯損木や衰弱木、混み合った樹木を間伐し、名木や高木、緑化を活かした施設の配置計画、利用計画としてください。整備区域及び指定管理区域が一体となった景観、空間づくりを期待します。なお指定管理区域における間伐等の植栽管理については、指定管理業務として提案してください。

(イ) 各エリアの将来イメージ及び景観・意匠の配慮事項を踏まえた植栽計画の考え方及び健全な樹木環境となるような植栽管理計画の考え方を提案してください。計画を策定する際は、樹木医等樹木に関する専門的な知識を有する者の意見を反映してください。

(ウ) 新たに樹木や草花を植えることは可能です。

(エ) 樹木を間伐する際には、抜根も含めて行ってください。また、過年度に間伐した際に残っている切り株についても、抜根してください。

(オ) 間伐しない樹木については、必要に応じて健全な樹木の生育に必要な剪定を実施してください。

ケ リサイクルの推進及び環境への配慮に関する事項

(ア) 間伐及び剪定した樹木を有効活用する提案を期待します。

(イ) 別添 2-4「石材の活用について」で示す現地にある石材について、整備の際に活用する提案を期待します。

(ウ) リサイクル材を活用した提案を期待します。

(エ) 雨水流出抑制やヒートアイランド現象の緩和、SDGs の推進に寄与する提案を期待します。

コ 火気の使用に関する事項

火の粉等による類焼の恐れがなく、認定計画提出者が有人により管理する火気は使用できます。屋外で火気を使用できる区域は名古屋市との協議によりますが、原則、正面南エリア内とします。

サ 工事の影響範囲

工事が整備区域を越え、指定管理対象施設、許可施設、又は道路に影響する場合、認定計画提出者が必要な調整を行い、認定計画提出者の責任及び負担で復旧してください。

(2) 公募対象公園施設に関する事項

ア 公募対象公園施設の種類及び整備・管理運営に関する条件

公募対象公園施設は、都市公園法第 5 条の 2 第 1 項および都市公園法施行規則第 3 条の 3 に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、又は集会所とし、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の整備に要する費用に充てることができると認められるものとし、公園施設に該当しない施設は認められません。

なお、都市公園は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であり、公園施設は、当該都市公園の利用者のため、都市公園としての効用を高めるために必要な施設です。このため、特定の利用者に限定される施設や、騒音や振動等の発生により、他の利用者による公園利用を著しく阻害するような施設は望ましくありません。こうした公園利用にふさわしくない施設及び周辺街区と調和しない施設の提案は認められません。

イ 公募対象公園施設の区域

整備区域内に設置する公募対象公園施設を提案してください。

別添 2-2「整備区域図」に示す整備区域（必須）における公募対象公園施設の設置について、都市公園法第 5 条の設置許可を受けていただきます。整備区域内の公募対象公園施

設以外の区域は、既存の植樹帯を含め管理許可区域となりますが、使用料は全額減免予定です。

秋の池及び熊沢山エリアの整備区域（任意）においても、公募対象公園施設の設置について、都市公園法第5条の設置許可を受けていただきます。

設置許可面積には建築物以外に、有料の屋外遊戯施設や、カフェを設置した際のオープンテラス、駐車場など公募対象公園施設の利用者しか利用できない屋外部分の面積及び公募対象公園施設を運営するために必要な屋外のバックヤードの面積も含まれます。また、原則設置許可を受けた施設全域が許可使用料の対象となります。

ウ 公募対象公園施設の設置許可の開始時期

都市公園法第5条の設置許可の開始時期は、原則として令和4年4月1日とします。令和4年4月1日を許可の開始日にできない場合、事前にその理由を付した書面（任意様式）により、名古屋市に申し出た上で、その承認を受けてください。なお、占用許可により基盤整備を実施している場合は除きます。ただし、どの場合においても設置許可の開始日は令和5年4月1日より前とします。

公募対象公園施設の供用開始の時期は、原則として各整備エリアそれぞれの特定公園施設の供用開始に合わせていただくこととします。

エ 整備に関する条件

- ・屋外に設ける施設名称などの看板等については、名古屋市屋外広告物条例（昭和35年名古屋市条例第16号）に適合するものとしてください。また、登録記念物にふさわしい色、デザインとしてください。
- ・公園施設利用者の滞留等がエリアに隣接する道路の通行や既存の園内他施設の利用に影響を及ぼさないよう、施設の配置等に留意してください。
- ・遊戯施設を設置する場合は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）（国土交通省）を踏まえた計画としてください。
- ・設置許可を受けたときは、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）に基づく使用料が発生します。なお、設置許可は公募対象公園施設の工事着手前までに受けるものとし、原則として工事期間中も使用料が発生します。
- ・自動販売機を設置する際は、景観に配慮し、登録記念物にふさわしい色、デザインとしてください。自動販売機を単独で屋外に設置する場合には、公募対象公園施設として設置許可を受ける必要があります。この場合の設置許可使用料単価は、指定管理業務の自主事業で設置する場合と同額とします。
- ・施設の用途や規模に応じ、特定公園施設の便所とは別の便所を施設内に適宜設置してください。なお、施設内の便所については、清潔で公園利用者が利用しやすいものとしてください。

- ・施設内に休憩所を設置する場合、休憩所部分が、公募対象公園施設を利用しない公園利用者にも利用しやすい配置、構造となっているとともに、夜間を除き終日開放され、飲食の持ち込みが可能など特定公園施設の休憩所の条件を満たしている場合においては、名古屋市と協議のうえ、当該公募対象公園施設の休憩所部分と休憩所部分以外の延べ床面積を按分し、当該休憩所部分にかかる設置許可使用料については全額免除します。また、その場合特定公園施設の休憩所の整備は不要です。
- ・荷捌きスペースやゴミ集積スペースは、施設内及び公園内に確保することが可能です。
- ・原則として、設置許可期間（更新許可期間を含む。）が満了するまでに、認定計画提出者の責任及び負担において公募対象公園施設部分を撤去し、更地にしていただきます。
- ・施設に必要なインフラ（電気、ガス、上下水等）は、認定計画提出者の負担にて整備してください。原則として特定公園施設、指定管理対象施設とは独立して設けるものとします。インフラ整備に伴い新たな引き込み等を行うにあたっては、各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者から各インフラ管理者へ引き込み等に要する費用を負担してください。
- ・各インフラ管理者との協議により新たな引き込み等を行えない場合、名古屋市と協議のうえ、公園管理者所有（指定管理対象施設含め）のインフラから接続することができるものとします。その場合は、必要に応じて、既存インフラ設備の切り回しや機器の改修を行ってください。また、子メーター等を設置し、公募対象公園施設の使用量を区分できるようにするものとし、当該使用量に応じた料金及び基本使用料の増額分は公園管理者もしくは指定管理者へ支払っていただきます。
- ・公募対象公園施設が「名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 63 年名古屋市条例第 40 号）」に定める自転車駐車場の附置義務対象となる場合は、それを踏まえた台数の自転車駐車場の整備してください。また、公募対象公園施設での大規模イベント時など多数の利用者が見込まれる場合は、整備区域内に別途臨時自転車駐車場が設置可能な場所を確保してください。
- ・提案される整備計画に応じて園内の既存の案内板や行き先を示す誘導表示等を更新、修正してください。
- ・許可区域を明示してください。明示方法は公園管理者及び隣接する許可施設の所有者と協議の上決定してください。

オ 運営に関する条件

- ・公園利用者が利用しやすく、安心、安全に配慮した管理運営としてください。
- ・持続的に運営可能な事業計画としてください。
- ・ホスピタリティあるサービスを確保してください。また、高齢者や子ども連れ、障害者、及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- ・公園利用者の利便性を考慮し、飲食店については、熊沢山エリアを除き原則通年営

業を基本とします。また原則、予約利用ではなく、一般利用を優先した運営を行ってください。

- ・特定の会員のみが利用できる施設など、「独占的な利用」や「排他的な利用」を行う施設とすることはできません。
- ・営業時の音、振動、営業時間等については、周辺の環境に配慮してください。なお原則、営業時間は、正面南エリアは午前6時から午前0時まで、秋の池及び熊沢山エリアは午前6時から午後9時までの範囲とします。ただし、周辺の環境上支障があると見込まれる場合は協議することとします。
- ・自動販売機によるタバコやアルコールの販売は禁止します。
- ・年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制としてください。
- ・夜間営業する場合、利用者が安全、安心に公園を利用できるよう、照明灯の増設や照度の改善、樹木剪定、防犯カメラの設置など、防犯対策を期待します。防犯カメラを設置する場合、取得する個人情報は名古屋市スポーツ市民局が公表している「名古屋市公共的団体における防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に準じた設置及び利用基準を作成し、名古屋市へ提出してください。
- ・地震や火災等災害発生時の危機管理に対応した管理運営可能な配置体制としてください。
- ・公園内や周辺道路において通行利用者などの支障とならないよう対策をしてください。

(支障例)

販売又は配布した物の園路や広場、歩道等への投げ捨て

公募対象公園施設利用者の待ち列による園路、道路区域へのはみ出し

公募対象公園施設利用者が使用する自転車を園路や周辺歩道へ放置すること

- ・特定公園施設及び指定管理対象施設と一体的に魅力増進を図れるような管理運営内容としてください。
- ・カフェを設置した際のオープンテラスなど屋根のない公募対象公園施設を夜間閉鎖し、立ち入りを防ぐことは可能です。

カ 駐車場に関する特記事項

(ア) 整備に関する条件

- ・別添 2-2「整備区域図」秋の池エリアに示す整備区域（任意）Ⅱ-3において、公募対象公園施設の利用者を含めた公園利用者用の駐車場を設ける提案が可能です。その他の区域には設けることはできません。
- ・公募対象公園施設専用の駐車場を設けることはできません。
- ・駐車場は、公園利用者の回遊性に配慮し、必要最小限の面積としてください。
- ・車道における自動車交通を妨げないようにするため、車両の出入にあたり車道にお

ける切り返しが不要となるように計画してください。

- ・上記の駐車場以外に、公園利用者の駐車場を設置することはできませんが、名古屋市と協議のうえ、公園施設の管理運営に必要な駐車場を設けることは可能です。ただし、公募対象公園施設の管理運営のためだけに必要な駐車場については、公募対象公園施設に含めるものとします。設置にあたっては、公園利用者の移動や安全確保に十分配慮してください。

(イ) 運営に関する条件

- ・原則として年中無休としてください。
- ・営業時間（入庫時間）は原則午前 6 時から午前 0 時を限度として提案してください。なお、出庫は 24 時間としていただくことが可能です。
- ・駐車場の利用料は、周辺駐車場の料金と均衡を保った額としてください。利用料に関わる詳細内容（利用料の時間単位及び金額、最大料金の設定などの料金設定）については、名古屋市と協議のうえ決定します。
- ・管理方法は有人対応又はコインパーキング等による無人管理のいずれでもよいものとします。
- ・駐車料金の徴収にあたっては、クレジットカードによる支払いに対応してください。また利用者の利便性向上のため、その他キャッシュレス決済の導入を期待します。
- ・公園管理車両及び業務車両については、駐車料金を徴収せずに入出庫できるようにしてください。
- ・名古屋市都市公園条例（昭和 34 年名古屋市条例第 15 号）、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和 34 年名古屋市規則第 14 号）、及び「有料公園施設使用料減免取扱要綱」に規定された減免措置と同等の減免を行ってください。
- ・減免の対応については、原則次のとおりとします。
 - ① 有人管理の場合、駐車場係員が減免の対象となる手帳等を確認すること。
 - ② 無人管理の場合、監視カメラ等で減免の対象となる手帳等を確認すること。
又は減免対象者に有効期限のあるカード等を発行し、機器等で確認すること。
- ・混雑時の対応について原則次のとおりとします。
 - ① 入庫での混雑時には、他の駐車場を案内するなど、車両が公園の外周道路に並ぶことのないように努めること。また、満車時には表示を行うこと。
 - ② 出庫での混雑時には、車両誘導を行うなど、場内の混雑緩和に努めること。
- ・駐車場の利用実績として、利用状況（利用台数、減免台数等）について、翌月 15 日までに名古屋市へ報告すること。また、名古屋市の求めに応じて、収支状況等のデータを提出すること。
- ・定めのない減免及び混雑時の対応については協議によるものとします。

キ 公募対象公園施設の使用料の額の最低額等

認定計画提出者は、自動販売機を除き、各エリアに設置する公募対象公園施設の設置許可面積に対して、自ら提案した設置許可使用料単価を乗じた額を、設置許可使用料として名古屋市に支払っていただきます。駐車場を提案する場合、駐車場の車路を除いた面積に対して乗じた額を設置許可使用料として名古屋市へ支払っていただきます。自動販売機を単独で屋外に設置する場合の設置許可使用料単価は、指定管理の自主事業で設置する場合と同額とします。

なお、設置許可面積の決定にあたっては、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、名古屋市が精査確認します。

設置許可使用料単価は、自動販売機を除きすべての公募対象公園施設で同額とし、238,500円/㎡・年を超えない範囲で、以下の最低額以上としてください。

■設置許可使用料単価の最低額：5,000円/㎡・年

設置許可使用料は、年度ごとにその都度発行する納入通知書により支払っていただきます。

令和3年4月1日の鶴舞公園における条例で定める設置許可使用料の㎡あたり単価を基準とし、条例で定める使用料に10%以上の増減があった場合、許可使用料の見直しの協議を行う予定です。

また、公募対象公園施設の売上のうち自ら提案した割合によって算出した額を還元金とし、鶴舞公園の歴史的建造物等の保全修繕に活用します。

提案する設置許可使用料の総額（設置許可使用料単価×設置許可面積）の2割以上を還元金として、年度の売上の見込み額と、売上に対する還元の割合を提案してください。還元金の活用方法は、認定計画事業者と市で毎年度協議の上決定することとします。

これとは別に公募対象公園施設及び利便増進施設の収益還元として、指定管理業務への収益還元や、魅力向上事業等に活用する収益還元の考え方を任意で提案してください。

(3) 特定公園施設に関する事項

ア 特定公園施設の位置

必須となる特定公園施設を設置する位置は名古屋市が示します。任意で提案が可能な特定公園施設を設置する位置は、別添 2-2「整備区域図」で示す整備区域に限ります。必須及び任意となる特定公園施設の他、指定管理区域に新たな施設の整備を提案する場合は、指定管理者制度の自主事業もしくは魅力向上事業として提案してください。

イ 特定公園施設の整備費用の負担

特定公園施設の整備に要する費用は、公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益、及び名古屋市からの負担により賄ってください。応募者には、①特定公園施設の整備に要する費用の見込み額、②公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益からの充当額、③名古屋市に負担を求める額を提案していただきます。収益からの充当額により、できるだけ市負担を低減する提案としてください。

特定公園施設の整備に要する費用（設計費含む）の名古屋市負担の上限は以下の金額とします。

■特定公園施設の整備に要する費用の上限額：246,700千円
(消費税及び地方消費税を含む。)

名古屋市が負担する特定公園施設の整備に要する費用は、認定計画提出者が実施する既存の建築物等の撤去を含みます。既存樹木（高木、生垣）の間伐、剪定等の費用は含みません。

また、特定公園施設の整備に関連して、認定計画提出者から各施設所有者等に負担金等を支払った場合は、特定公園施設の整備に要する費用に各施設所有者等への負担金等を含んでもかまいません。

名古屋市から負担する額は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容とその工事費内訳を提出いただき、名古屋市が金額を精査確認（数量、単価設定等が適切かを確認するものとし、単価設定については、名古屋市が工事発注する際の標準単価を参考にするとともに、類似整備の設計金額と契約金額との割合等を加味するものとします。）した上で、名古屋市と認定計画提出者で協議し決定します。

なお、原則として名古屋市からの負担額は、認定計画提出者が③名古屋市に負担を求める額で提案した額を上回ることはできません。また、名古屋市からの負担額は、整備に要する費用に対して9割以内になります。

ウ 既存建築物等の撤去について

既存の管理事務所、倉庫等の建築物、柵等の工作物の撤去など、再整備に必要な準備工としての基盤整備を実施してください。撤去する既存建築物の一覧は別添 2-5「撤去

対象建築物箇所図」で示します。

エ 特定公園施設の内容

特定公園施設として整備を求める施設は次のとおりです。施設の管理運営に必要な給排水や電気等のインフラ整備も含まれます。なお、番号は優先順位を示すものではありません。

(ア) 必須：整備や撤去を必須とする公園施設です。

番号	施設名	場所・エリア	内容
1	休憩所	正面南又は秋の池	整備
2	便所	秋の池	整備
3	資材置き場・倉庫	秋の池	整備
4	放送設備	園内全域	整備
5	既存建築物	正面南及び秋の池	撤去

(イ) 任意：整備や改修を行うことで公園の魅力増進等に資する公園施設です。

番号	施設名	場所・エリア	内容
6	園路	整備区域全域	整備
7	広場	整備区域全域	整備
8	植栽	整備区域全域	整備
9	テーブル・ベンチ	整備区域全域	整備
10	照明灯	整備区域全域	整備
11	体験学習施設	整備区域全域	整備
12	管理事務所・倉庫	秋の池、熊沢山、緑化センターバックヤード	整備
13	公園案内センター	正面南	改修
14	図書館境界門及び園路	正面南	整備
15	自転車駐車場	正面南、秋の池	整備
16	その他、公園の魅力増進、利用促進、利用者サービスの向上等に資する公園施設	整備区域全域	整備 改修

オ 整備及び管理に関する条件

(ア) 整備に関する全体事項

- ・環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。
- ・整備、改修後の維持管理、修繕費の低減に配慮した提案としてください。
- ・鶴舞公園は広域避難場所に指定されていることを踏まえた提案としてください。

(イ) インフラ（電気、ガス、上下水道等）整備に関する事項

- ・施設に必要な新たに整備するインフラは、原則として公募対象公園施設とは独立して設けるものとし、公園管理者所有（指定管理対象施設含む）のインフラから接続することとします。必要に応じて既存インフラ設備の切り回しや、機器の改修を行ってください。また、子メーター等を設置し特定公園施設（指定管理対象施設に含むものを除く）の使用料を区分できるものとし、当該使用料に応じた料金は公園管理者もしくは指定管理者に支払って頂きます。
- ・既存のインフラが既存の公園施設及び許可施設へ接続しているものを撤去する場合は、名古屋市及び許可施設の被許可者と協議のうえ、切り回し等を行い復旧してください。
- ・既存の引き込み状況については追加資料を参照ください。

(ウ) 管理に関する全体事項

- ・特定公園施設として整備した施設は、整備後に名古屋市へ譲渡し、都市公園法第5条に基づく公園施設管理許可により、認定計画提出者が管理運営するものとなります。ただし、名古屋市との協議により、認定計画提出者が施設を所有したまま、管理運営していただく場合があります。
- ・特定公園施設に関する公園施設管理許可にかかる公園使用料は、全面減免可能とします。ただし、有料の施設を配置する場合は減免とならない場合があります。
- ・特定公園施設の設置目的を達成するため、適切に維持管理してください。

(エ) 施設ごとの条件

【必須】

番号	施設名	整備管理の条件
1	休憩所	(1) 40人以上が利用できる設備としてください。 (2) 正面南エリア、秋の池エリアの両方、もしくはどちらかに無料の休憩所を整備してください。 (3) 利用時間は原則午前9時から午後5時までとします。 (4) テーブル、イス等什器、空調、照明、便所、手洗い、授乳スペース等を適宜整備してください。

		<p>(5) 上記(1)～(4)を満たす休憩所を公募対象公園施設に整備し管理運営する場合、特定公園施設として休憩所を整備しなくてもよいものとします。</p>
2	便所	<p>(1) 秋の池エリア整備区域(必須)Ⅱ-1に新たに以下のア～カの条件を満たした便所を1箇所以上整備してください。</p> <p>ア 穴数は、男子用小3・大1、女子用4、男女共用もしくは男女別の多機能便所1以上とします。</p> <p>イ 大便器ブースは原則として全て温水洗浄暖房機能のある洋式便器で紙巻き器付きとします。</p> <p>ウ おむつ交換台を設置してください。</p> <p>エ 手洗いは非接触式としてください。</p> <p>オ 深夜を除き毎日利用できるものとします。(夜間は閉鎖してもよいものとします。)</p> <p>カ 利便性が高く、清潔で、誰でも快適に利用できるものとしてください。</p> <p>(2) 公募対象公園施設、特定公園施設の利用者数の増加を踏まえた規模の提案を期待します。</p> <p>(3) その他の整備区域における便所設置は任意とします。</p>
3	資材置き場・倉庫	<p>(1) 秋の池エリア整備区域(任意)Ⅱ-3に名古屋市公園の維持管理に必要な資材置き場200㎡と倉庫50㎡を整備してください。整備した施設は名古屋市に譲渡し、名古屋市が維持管理します。資材置き場は管理用車両(4トン車等)の利用を想定し、15cm厚以上のコンクリート舗装としてください。また、管理車両が転回するスペースを確保してください。</p> <p>(2) 秋の池エリア整備区域(任意)Ⅱ-3と緑化センターバックヤードに本事業の指定管理業務に必要な資材置き場と倉庫を整備することが可能です。必要となる面積等については、別添2-5「撤去対象建築物箇所図」、別添3-11「貸付予定備品一覧表」を参考にしてください。(1)と一体的に整備することが可能です。</p> <p>(3) 催事開催に伴う廃棄物の一時保管に配慮した計画としてください。</p>
4	放送設備	<p>(1) 園内全域において、利用者向けの放送設備を整備してください。現況以上の仕様としてください。現況の仕様は追加資料を参照ください。</p> <p>(2) 操作盤は、「12 管理事務所」で示す管理事務所内に設置</p>

		してください。管理事務所を設置しない場合は、協議によります。
5	既存建築物	<p>(1) 別添 2-5「撤去対象建築物箇所図」で示す建築物はすべて撤去してください。また整備区域内の既存の舗装、付属施設（照明灯、看板、ベンチ、柵等）も撤去可能です。</p> <p>(2) 整備区域を通過する指定管理対象施設のインフラ、照明灯の一部など、別添 2-6「既存工作物箇所図」で示す物件は撤去できません。なお移設する場合は、特定公園施設として整備可能です。</p> <p>(3) 撤去後新たな施設整備を行わない区域は、整地や緑化等を行い、景観に配慮してください。</p> <p>(4) 正面南エリアの屋内休憩所の屋根付き通路を撤去した際は、屋根付き通路が接する公園案内センターの外壁の補修をおこなってください。</p> <p>(5) 既存建築物に保管されている指定管理業務で用いる備品は、認定計画提出者で保管し、倉庫設置後復旧してください。また、名古屋市が使用する備品及び資材については、名古屋市と協議の上、移動、保管、復旧などに協力してください。</p>

【任意】

番号	施設名	整備管理の条件
6	園路	<p>(1) 登録記念物の選定理由となったデザイン意匠や、公園内の既存施設（主園路、出入口、鶴舞中央図書館、名古屋市公会堂等）との動線に配慮してください。</p> <p>(2) 舗装材は、雨天時でも滑りにくい素材としてください。</p> <p>(3) イベントや公募対象公園施設による混雑時の安全性等に配慮してください。</p> <p>(4) 樹木管理や埋設物管理等に伴うメンテナンス車両の通行や、緊急車両の通行を想定し、通行の可能性がある部分は、幅員、歩行者の安全、舗装仕様等に配慮した計画としてください。</p>
7	広場	<p>(1) 様々なイベントに活用しやすい広場や、憩いの場として活用できる広場としてください。</p> <p>(2) 広場用途に応じて必要となる電源、給排水等設備等を整備してください。</p> <p>(3) 鶴舞公園は広域避難場所に指定されていることから、広場は指定管理施設と合わせて避難場所としての活用を想定して</p>

		整備してください。
8	植栽	(1) 別添 2-1 p7「(1) 整備に関する共通事項 ク 植栽に関する事項 (イ)」の植栽計画、植栽管理計画の考え方に沿った植栽としてください。 (2) 鶴舞公園にふさわしい緑化の提案を期待します。既存の樹木や植樹帯を活かした整備及び管理の提案としてください。
9	テーブル・ベンチ	(1) 原則、容易に動かさない構造としてください。 (2) 名古屋市のなごやかベンチ事業を推進する提案も可能です。
10	照明灯	(1) 公園利用者の安全、安心のため、施設整備に伴い、死角や暗がりがないよう必要に応じて照明灯の配置を計画してください。
11	体験学習施設	(1) 公園利用者のための体験学習施設を整備する提案が可能です。新たに整備する体験学習施設において、指定管理業務の緑の普及・啓発事業等を実施することができます。
12	管理事務所・倉庫	(1) 鶴舞公園の指定管理業務に必要な管理事務所・倉庫を整備する提案が可能です。指定管理対象施設とし、指定管理料で建物の維持管理が可能です。 (2) 指定管理業務の作業員の休憩所、詰所を特定公園施設として整備することはできません。これらの施設が必要な場合は、別に都市公園法第 5 条に基づく設置許可を受けて整備してください。
13	公園案内センター	(1) 正面南エリアにおける公募対象公園施設、特定公園施設整備にあわせ、隣接する公園案内センターの屋上・屋根、外壁の修繕を期待します。 (2) 周辺施設との景観の調和に配慮してください。 (3) 修繕後は、名古屋市が維持管理します。ライフサイクルコストに配慮した計画としてください。
14	図書館境界門及び園路	(1) 鶴舞中央図書館との協議により、整備区域と図書館を往来する園路を設ける提案が可能です。 (2) 図書館の開館時間に配慮し、施錠管理を行える門を設置し管理してください。 (3) 園路を設ける際に支障となる彫像の移設、樹木の間伐は認定計画提出者の費用負担とします。なお、彫像の移設先は、図書館と協議の上、図書館の指示を受けてください。
15	自転車駐車場	(1) 来園者のための自転車駐車場の提案が可能です。コミュニティサイクルなど公園利用者限定しない自転車駐車場の設

		置については、利便増進施設として提案してください。
16	その他、公園の魅力増進、利用促進、利用者サービスの向上等に資する公園施設	<p>(1) 1～15の他、整備区域において、公園の魅力増進、利用促進、利用者サービスの向上等に資する公園施設の整備の提案が可能です。提案内容の実施、名古屋市の費用負担を保証するものではありません。</p> <p>(2) 名古屋市の負担対象とならない施設は、認定計画提出者の負担により、整備及び管理運営をしていただきます。この場合、当該施設は整備後も名古屋市へ譲渡せず、認定計画提出者の所有になり、名古屋市に対し都市公園法第5条に基づく公園施設の設置許可を受ける必要がありますが、施設によっては、設置許可による使用料を免除できる場合があります。なお、当該施設は事業期間終了時（設置管理許可等を取り消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む。）までに、更地にして名古屋市に返還していただきます。</p> <p>(3) 遊戯施設を設置する場合は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）を踏まえた計画としてください。</p>

カ 工事施工に関する条件

- (ア) 特定公園施設にかかる一切の工事は、認定計画提出者の負担において施工してください。工事に係る費用の名古屋市負担については、「2(3)イ 特定公園施設の整備費用の負担」のとおりです。
- (イ) 工事期間中、来園者の安全や周辺環境へ配慮してください。
- (ウ) 工事の施工に関する法令及び名古屋市が定める「土木工事標準仕様書（令和3年4月）」、「事業損失防止調査標準仕様書（令和3年4月）」、「工事共通構造図（令和3年4月）」、「請負工事施行要綱（令和2年4月）」、「請負工事施工管理基準（令和2年10月）工事施工記録写真作成方法等含む」、「請負工物品質管理基準（令和2年10月）」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年度版」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」、「建築物解体工事共通仕様書 平成31年版」、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」並びに工事の施工方法に関する公的基準に従って施工してください。なお、これらに定めのない場合は、名古屋市との協議のうえ適切に施工してください。
- (エ) 認定計画提出者は、工事に係る区域に必要な安全対策を行い、その区域内における工事施工及び管理に起因して発生する一切の損害の責任を負うこととします。

- (オ) 工事の施工にあたり、工事責任者を設置し、名古屋市と円滑に協議できる管理体制としてください。
- (カ) 特定公園施設の整備は、原則令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間で名古屋市との協議により決定した期間に実施するものとします。ただし、現在の管理運営者と名古屋市との協議が整えば、これ以前に測量調査及び工事着手することも可能です。
- (キ) 建築物撤去等基盤整備及び特定公園施設の工事着手前までに、都市公園法第6条に基づく占用許可を受けてください。この場合の占用許可使用料については原則として免除します。
- (ク) 整備・改修後、施設ごとに名古屋市の完了検査を受けていただきます。引渡し日までは認定計画提出者の責任と負担において現地の管理をしてください。引渡し後は、管理許可施設、または指定管理対象施設として維持管理してください。特定公園施設の管理許可使用料については原則として免除します。
- (ケ) 竣工図、使用材料書等、名古屋市の指定する資料を完了検査の際に提出してください。
- (コ) 本事業に際して、Park-PFI の支援制度として創設された「官民連携型賑わい創出事業（社会資本整備総合交付金）」を活用して、特定公園施設の整備に要する費用のうち、名古屋市が負担する金額に対して国からの支援を受ける予定をしております。国からの支援を受けるにあたって、名古屋市から関連する工事費内訳等の資料提出を求める場合がありますので、認定計画提出者は協力してください。

(4) 利便増進施設に関する事項

ア 看板又は広告塔

- ・整備区域及び公募対象公園施設周辺の指定管理区域内に、地域の催事に関する情報を提供するための看板又は広告塔（以下「看板等」という。）を認定計画提出者の提案により設置することが可能です。
- ・地域の情報発信として、地域の地図を掲載する場合は、名古屋市歩行者系サインマニュアルを参考してください。
- ・地域に関する情報や広告と併せて、自家用広告及び一般広告を掲出することも可能であり、その広告料は認定計画提出者の収入とすることができます。
- ・看板等の設置にあたっては、都市公園占用許可を受け、名古屋市都市公園条例に定める金額を名古屋市に納入していただきます。令和3年度においては以下に示す金額ですが、名古屋市都市公園条例の改正により金額が変更になる場合があります。

■占用許可使用料（令和3年度）：表示面積1㎡あたり880円／年

また、都市公園占用許可とは別に、名古屋市屋外広告物条例第4条に基づく許可を受ける必要があります。許可を受けるにあたっては、許可手数料を名古屋市に納入していただきます。なお、広告料収入を地域の公共的な取組みに要する費用に充当すること、名古屋市都市景観室の審査により広告物の意匠等が良好な景観の形成等に寄与するものと認められることなど、名古屋市屋外広告物条例第7条第6項の規定に基づく一定の条件を満たす必要があります。また、広告物の意匠は3ヶ月以内で変更するものとし、都市景観室の事前審査が必要となります。

イ 自転車駐車場

- ・自転車駐車場の設置が、地域の活性化や放置自転車対策に資するものであり、事業を進める段階で関係機関等との協議が整った場合については、整備対象区域にレンタルサイクルポート（コミュニティサイクル含む。）など公園利用者に限定しない自転車駐車場を、認定計画提出者の提案により設置することが可能です。
- ・自転車駐車場の設置にあたっては、都市公園占用許可を受け、名古屋市都市公園条例に定める金額を名古屋市に納入していただきます。令和3年度においては以下に示す金額ですが、名古屋市都市公園条例の改正、又は鶴舞公園の土地の評価額の変動により金額が変更になる場合があります。
- ・自転車駐車場から得られる収入は、認定計画提出者の収入とすることができます。

■占用許可使用料（令和3年度）：占用面積1㎡あたり約400円／年

3 リスク分担等に関する事項

(1) リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、名古屋市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類	内 容		負担者	
			名古屋市	認定計画提出者
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更		協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事・維持修繕・運営において第三者に損害を与えた場合			○
物価	公募設置等予定者決定後のインフレ、デフレ	指定管理対象施設	指定管理業務	協議事項
			自主事業	○
		上記以外		○
金利	公募設置等予定者決定後の金利変動			○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業（※）	公募対象公園施設		○
		特定公園施設(整備)		協議事項
		指定管理対象施設	指定管理業務	協議事項
		自主事業	○	
資金調達	必要な資金確保			○
事業の中止・延期	名古屋市の責任による中止・延期		○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期			○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻			○
申請コスト	諸費用の負担			○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担			○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減			○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況			○
運営費の増大	名古屋市の責任による運営費の増大		○	
	名古屋市以外の要因による運営費の増大			○
施設の修繕等	施設、機器等の損傷	公募対象公園施設		○
		指定管理対象施設(整備後の指定管理区域内の特定公園施設を含む)		別添 3-1「指定管理業務及び自主事業に関する事項」内「責任分担表」のとおり
債務不履行	名古屋市の事由による協定内容の不履行		○	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行			○
性能リスク	名古屋市が要求する業務要求水準の不適合に関する事項			○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項			○
	施設管理上の瑕疵による事項			○
警備リスク	認定計画提出者の整備不備による事項			○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク			○

※自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- ・災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。
- ・公募対象公園施設、特定公園施設、指定管理対象施設が復旧困難な被害を受けた場合、名古屋市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。
- ・災害発生時、公園は広域避難場所となるため、災害対応のために必要な場合、名古屋市は、認定計画提出者に対して業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。
- ・名古屋市が業務の停止を命じた場合又はやむを得ないと認められる事由により業務を停止した場合の許可使用料の取扱いについては、別途協議するものとします。

(2) 損害賠償責任

認定計画提出者は、本業務の実施にあたり、認定計画提出者の故意又は過失により、名古屋市又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、名古屋市又は第三者に賠償するものとします。

また、名古屋市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

指定管理対象施設内での事故に関する賠償保険については、指定管理者たる認定計画提出者が加入するものとします。

4 工事施工の条件

- ・施設の施工にあたり、名古屋市と円滑な協議が可能な管理体制としてください。
- ・工事期間中の公園利用者の安全や周辺環境に配慮した提案としてください。
- ・工事期間中は、各出入口間を行き来できる経路を1経路以上確保してください。
- ・工事中の音、振動等については、周辺に配慮してください。
- ・本事業と並行して公園整備及び維持管理に係る工事を行うこととしているため、設計段階、施工段階においては、関係者と綿密に調整を行ってください。また、本事業に関連し、事業区域内において、名古屋市以外の者がその他の工事を行う場合がありますので、同様に調整を行ってください。
- ・本事業の工事と並行して鶴舞公園の指定管理業務を行っていただくため、業務に必要な一時的な資材置き場や倉庫を確保するなど綿密に計画してください。また、工事中も名古屋市公園の維持管理に必要な資材置き場を市と協議の上確保してください。
- ・認定計画提出者が整備する施設の設置許可、占用許可、確認申請、建築基準法第44条許可、文化財現状変更と届出等の必要な手続き期間も考慮したスケジュール管理をしてください。

5 その他

(1) 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、名古屋市承認により別の民間事業者へ事業を承継するか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、更地にして返還していただく必要があります。

また、指定管理者の指定を取り消します。名古屋市の承認により別の民間事業者へ承継された場合は、当該民間事業者を市会の議決を経たうえで指定を行います。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、名古屋市は認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

(2) 業務の引継ぎ等

事業期間の終了、設置許可の取消し又は指定管理者の指定の取消しにより、業務を引き継ぐ必要があるときは、次期事業者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、名古屋市が必要と認める引継ぎ業務を実施しなければなりません。

また、次の事業者の選定にあたり、名古屋市の求めに応じ、現地説明、資料の提供その他必要な協力を行ってください。

引継ぎ等に要する費用は、原則として、認定計画提出者の負担とします。

(3) その他

ア 関係法令等の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

関係法令等（名古屋市都市公園条例、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）、都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）、名古屋市区計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規、消防法（昭和23年法律第186号）ほか施設管理関係法規、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、その他関係法令等）を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性を考慮した管理運営を行っていただきます。

イ 暴力団の施設利用における措置

本施設が暴力団の活動により利用されることにより、当該暴力団の利益になると認

められるとの疑義がある場合は、名古屋市の担当部署を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。

その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として認定計画提出者において、利用の不許可処分を行うこととします。

ウ 障害者差別解消に係る配慮

認定計画提出者は、本業務を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び愛知県障害者差別解消推進条例に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとします。

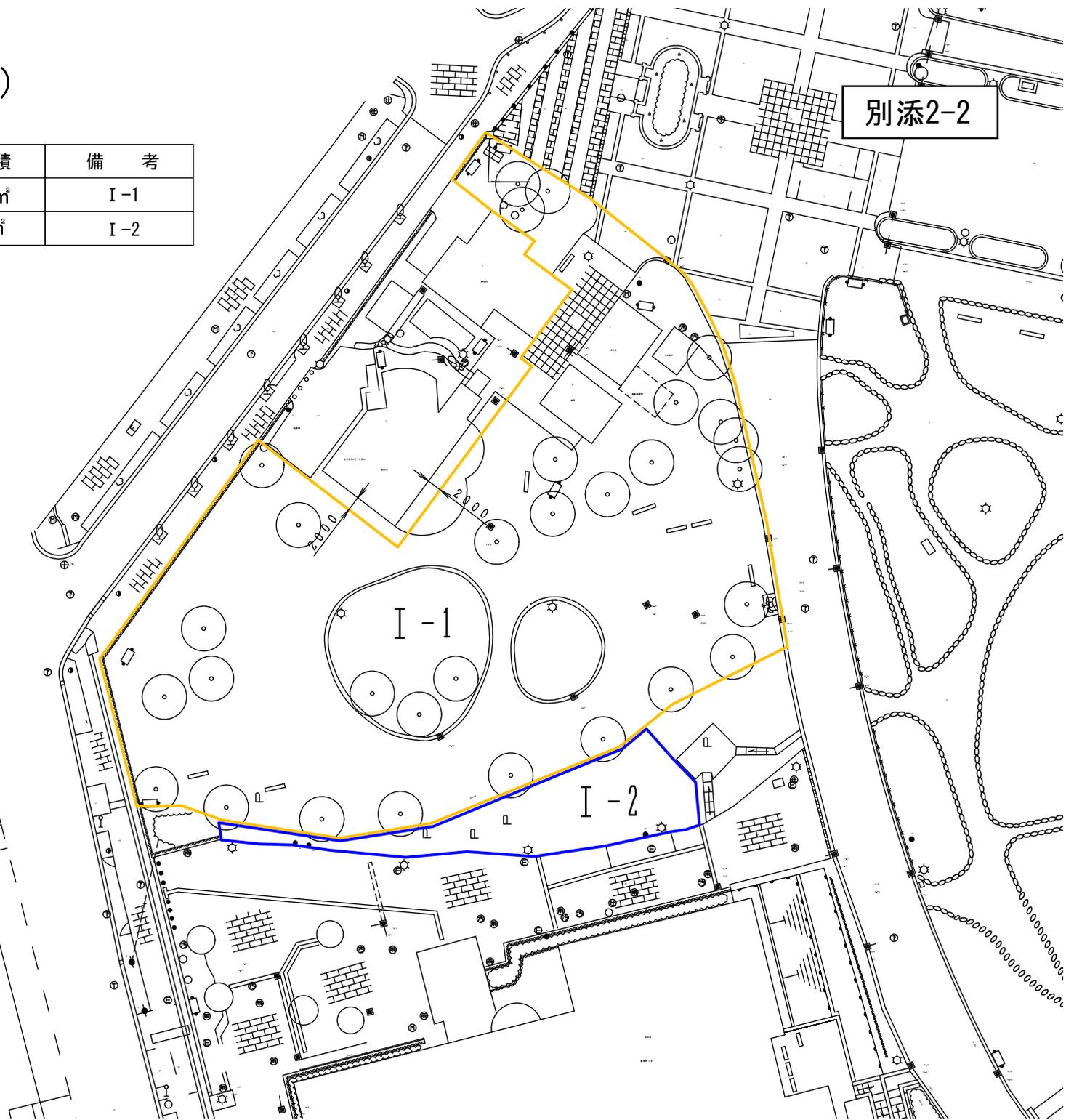
整備区域図（正面南エリア）

凡 例

	名 称	面 積	備 考
	整備区域（必須）	約4400㎡	I-1
	整備区域（任意）	約400㎡	I-2

※面積はCAD求積による。
※図面上の樹木は主な高木を示す。
※図面と現況に相違がある場合は、現況を優先する。

別添2-2

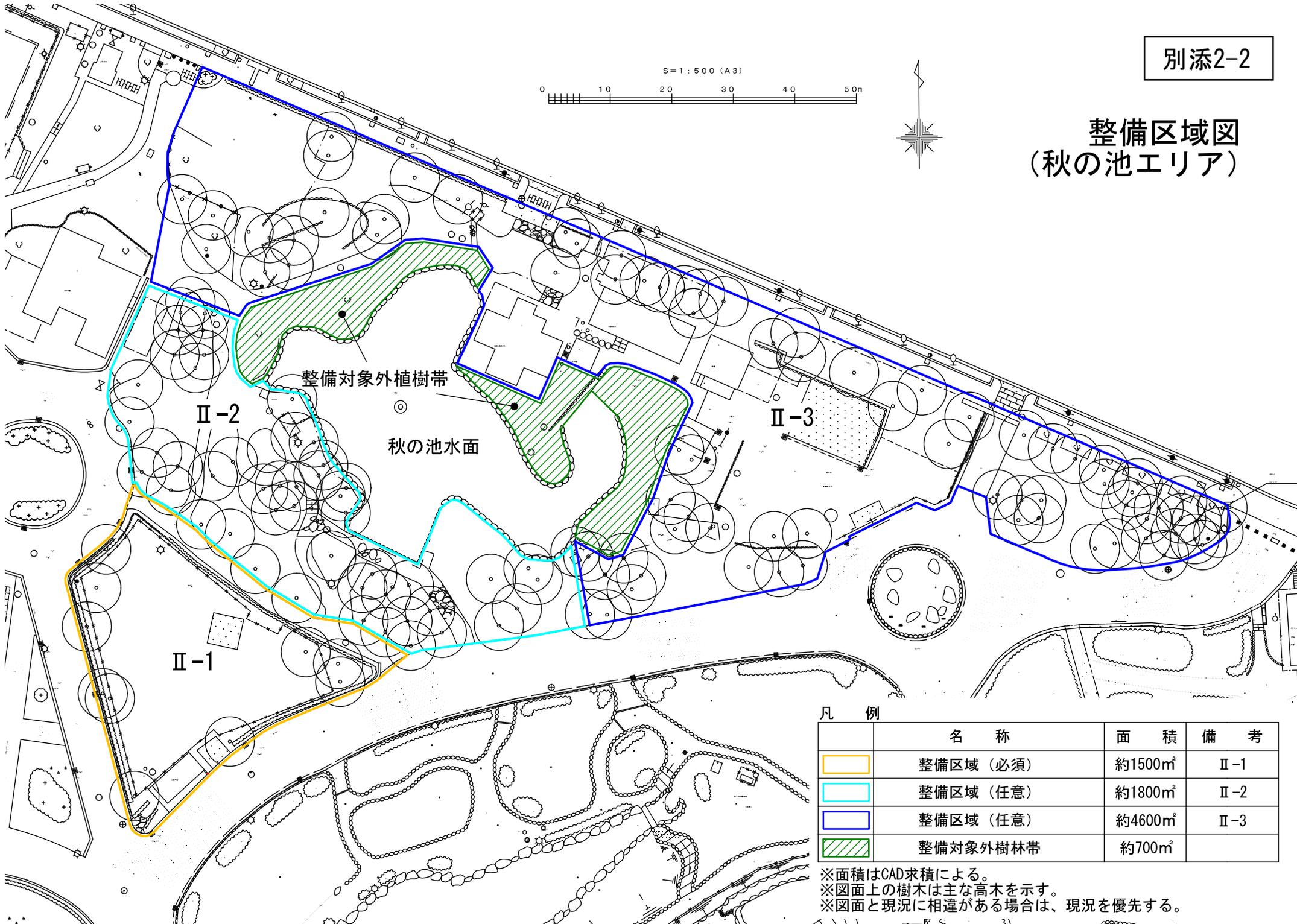
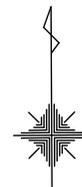


S=1:500 (A3)



整備区域図
(秋の池エリア)

S=1:500 (A3)
0 10 20 30 40 50m



凡 例

	名 称	面 積	備 考
	整備区域 (必須)	約1500㎡	Ⅱ-1
	整備区域 (任意)	約1800㎡	Ⅱ-2
	整備区域 (任意)	約4600㎡	Ⅱ-3
	整備対象外樹林帯	約700㎡	

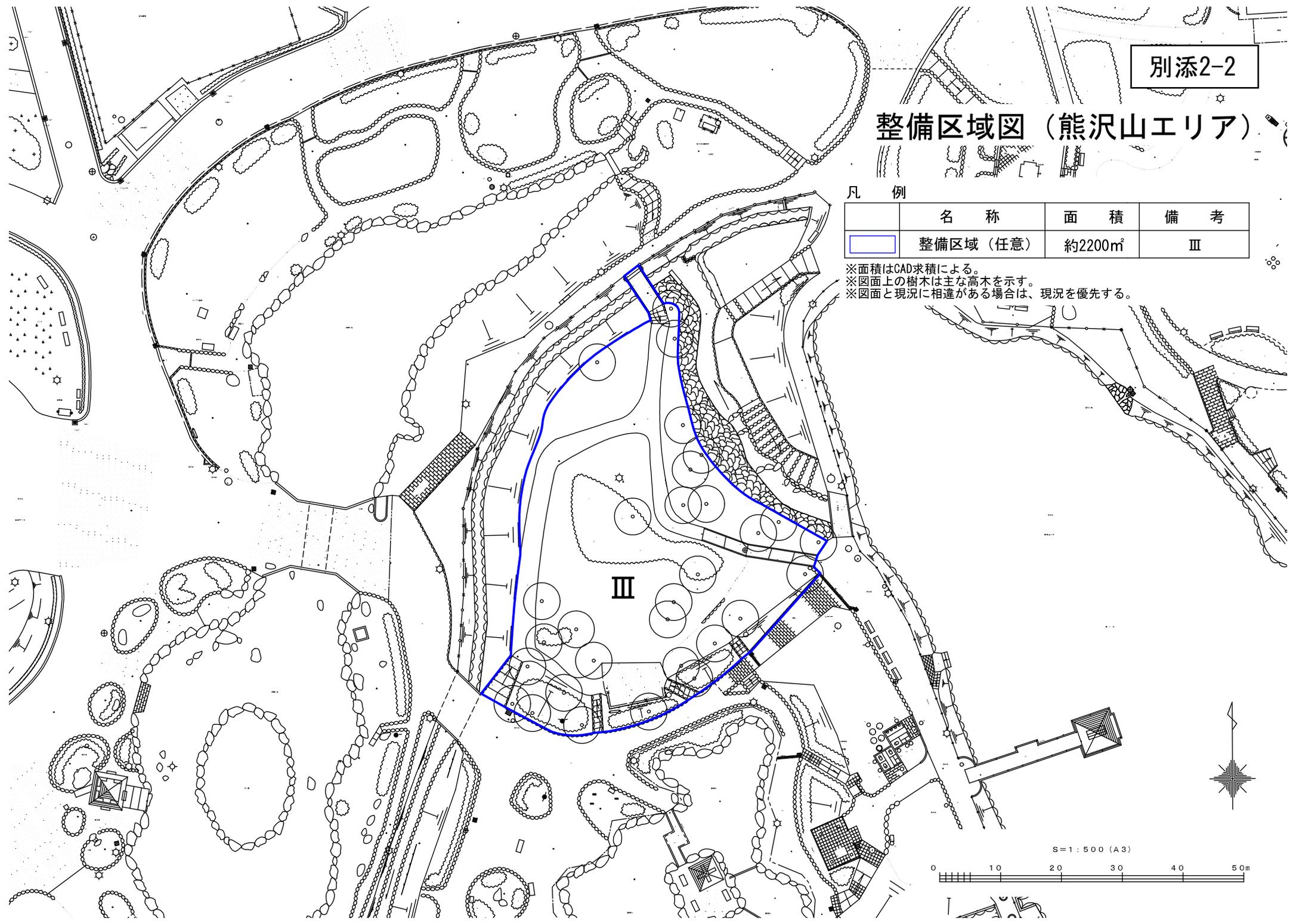
※面積はCAD求積による。
 ※図面上の樹木は主な高木を示す。
 ※図面と現況に相違がある場合は、現況を優先する。

整備区域図（熊沢山エリア）

凡 例

名称	面積	備考
整備区域（任意）	約2200㎡	Ⅲ

※面積はCAD求積による。
 ※図面上の樹木は主な高木を示す。
 ※図面と現況に相違がある場合は、現況を優先する。



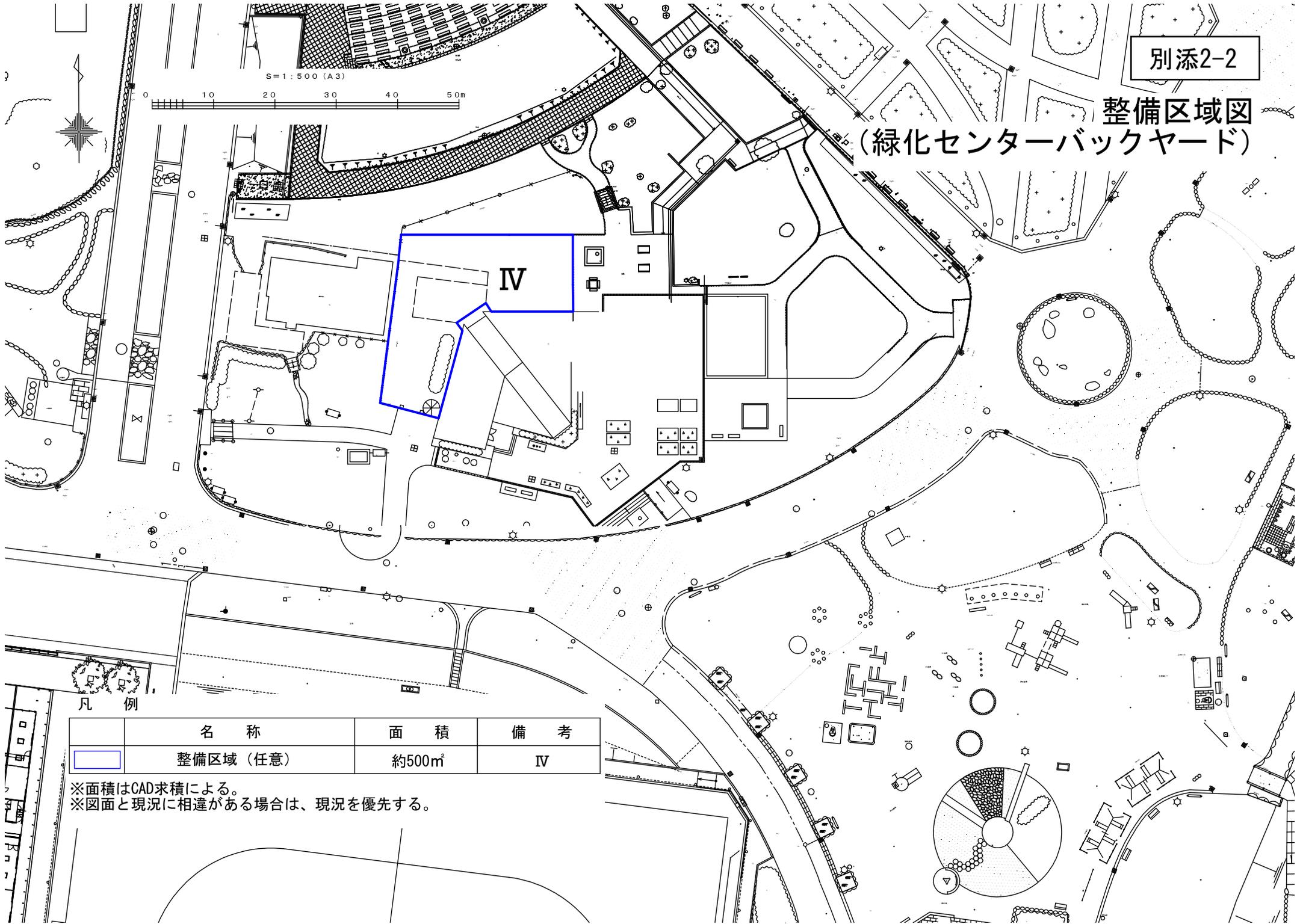
Ⅲ

S=1:500 (A3)



整備区域図
(緑化センターバックヤード)

S=1:500 (A3)



凡 例

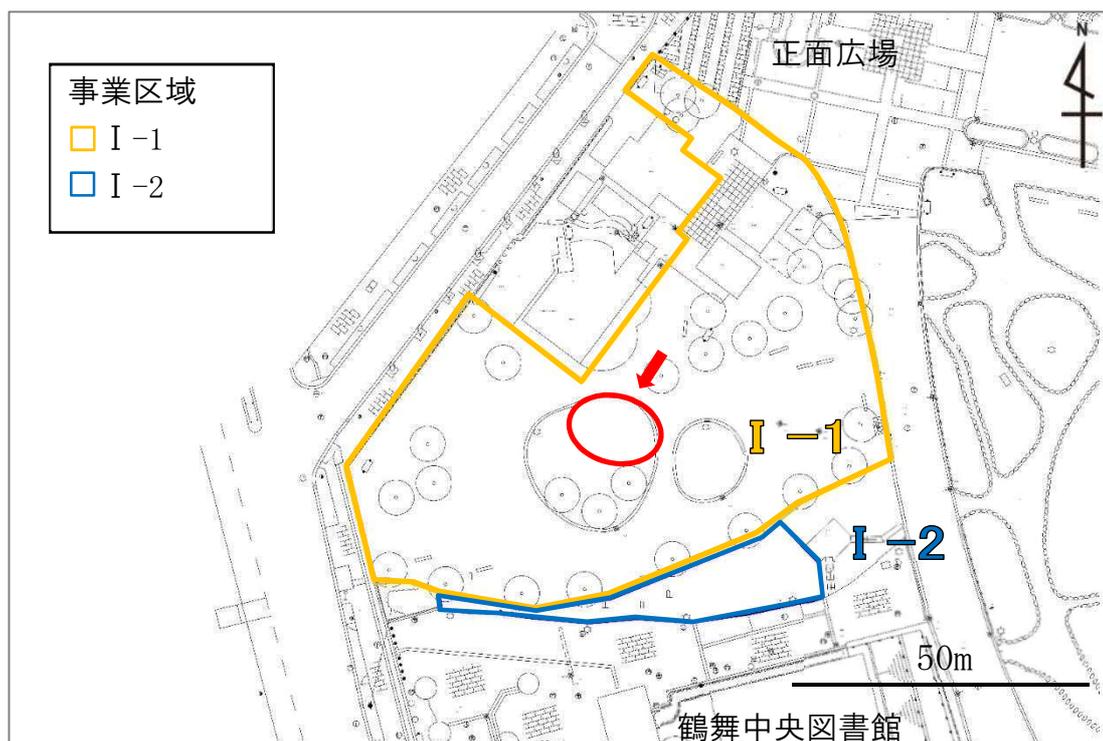
名称	面積	備考
 整備区域 (任意)	約500㎡	IV

※面積はCAD求積による。
※図面と現況に相違がある場合は、現況を優先する。

エリア I の石組みについて

当エリア内にある下記の石組みについて、保全、または整備の際に石材を活用する提案を期待します。

【石組みの位置】



【当エリアの来歴】

鶴舞公園の設置時には、「鯨が池」という名の雌雄 2 頭の鯨を模した石組み作りの池がありました。

鯨が池は昭和 20 年代に埋め立てられ、その後、現在のようなベビーゴルフ場として利用されていました。

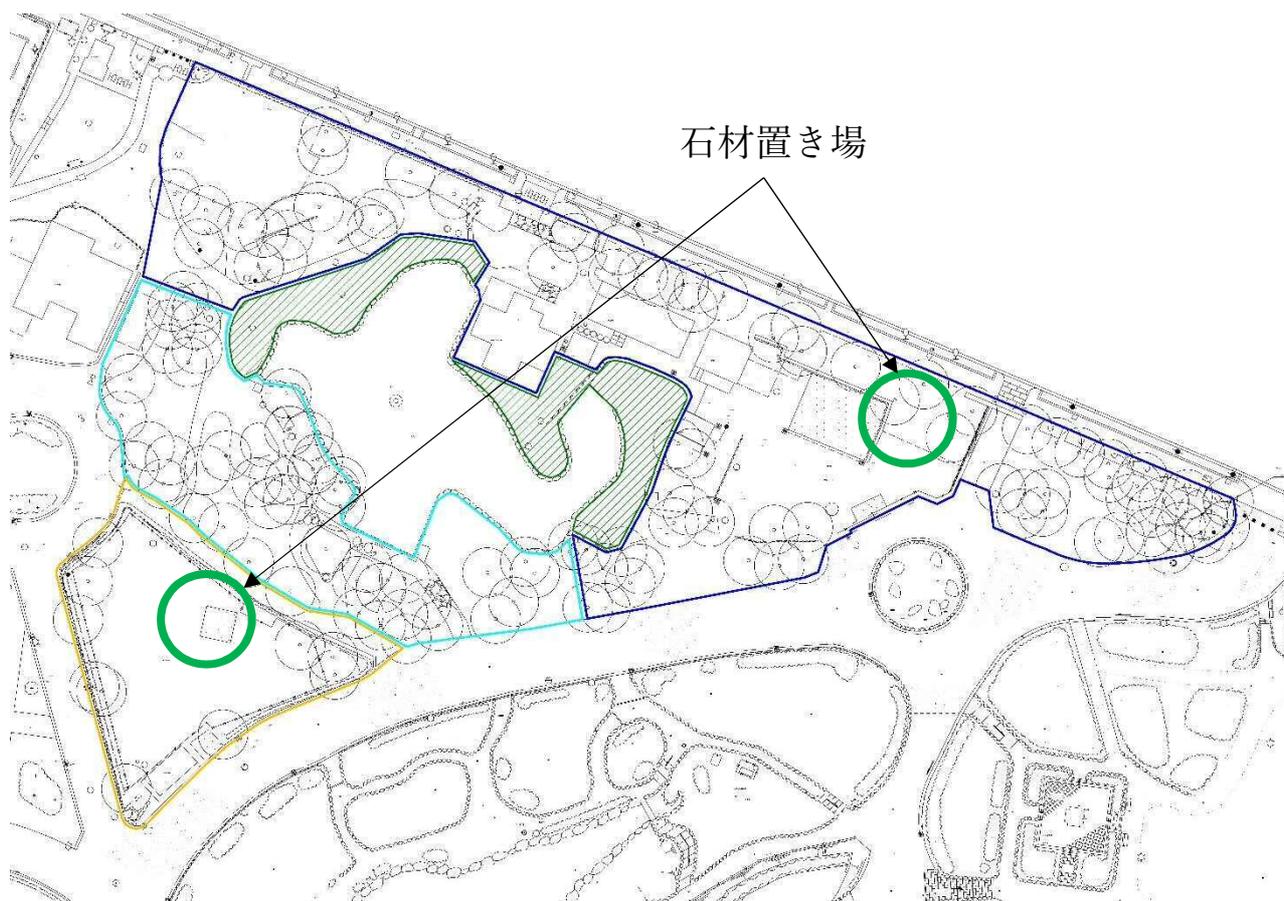
当該石組みは鯨が池の石組みを活用したものと推察されます。



石材の活用について

公園内に残置されている下記の石材について、整備の際に活用する提案を期待します。

【石材の詳細】

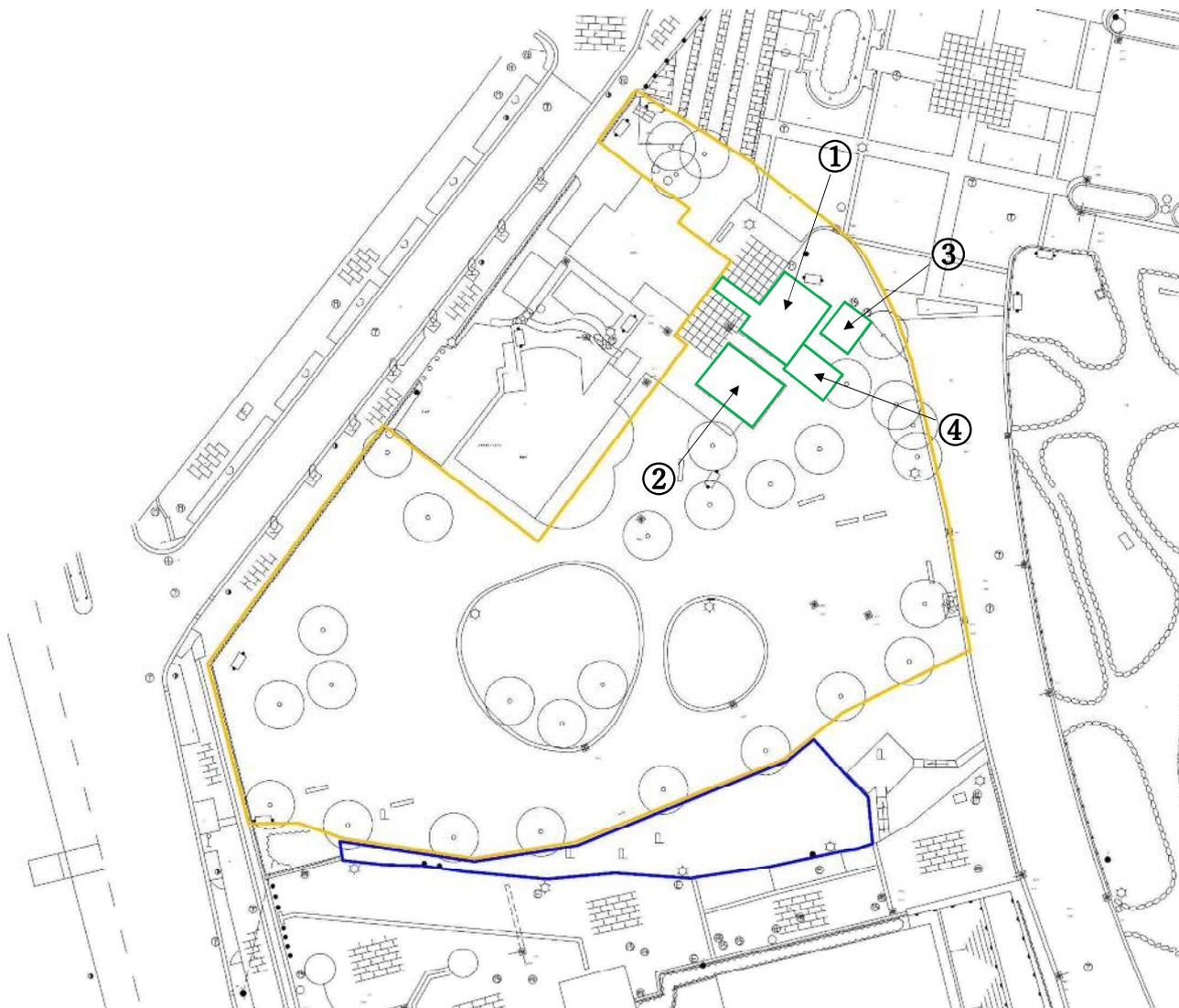


現在は秋の池エリアの上記の場所に残置されています。
過去に市電の敷石として使用されたものです。

- ・材質：花崗岩
- ・数：2000 枚程度
- ・大きさ：330～980mm×420mm
厚さ：100mm



撤去対象建築物箇所図（正面南エリア）



番号	①	②	③	④
種別	屋内休憩所	会議室	便所	自転車置場
建築面積 (㎡)	63.0	54.40	20.8	13.44
構造	1階建て、鉄筋コンクリート造			1階建て、鉄骨造
備考			男女別 (男：小2大1、女：大2)	
建築物 写真				

撤去対象建築物箇所図（秋の池エリア）

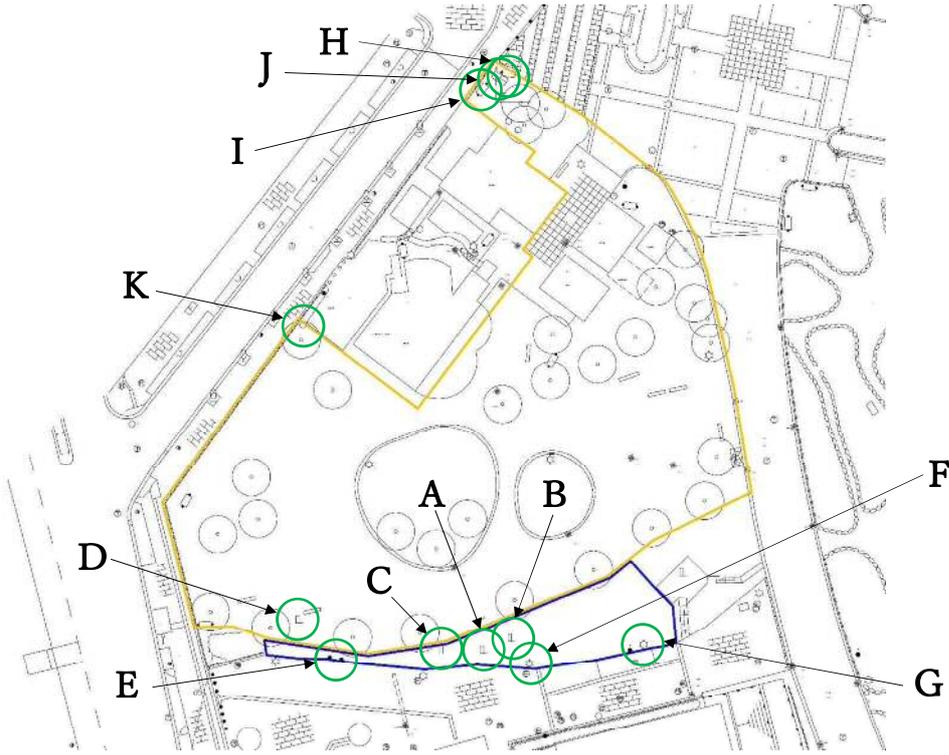
別添2-5



番号	⑤	⑥	⑦	⑧
種別	管理事務所	便所（現地管理者用）	便所	現場詰所・倉庫
建築面積 (㎡)	169.00	16.00	31.08	100.80
構造	1階建て、鉄筋コンクリート造			
備考		男女別 (男：小2大1、女：大1) シャワー室あり	男女別 (男：小3大1、女：大3) 多目的便所あり	
建築物 写真				

番号	⑨	⑩	⑪
種別	土木事務所倉庫	カーポート	現場詰所
建築面積 (㎡)	46.10	19.00	27.38
構造	1階建て、鉄筋コンクリート造	1階建て、鉄骨造	
備考			
建築物 写真			

既存工作物箇所図 (正面南エリア)



番号	A	B	C	D	E
物件種別	彫像 (伊藤圭介)	彫像 (休む男)	彫像 (タカ)	彫像	看板 (図書館)
撤去・移設可否	移設可	移設可	移設可	移設可	移設可
所有者	鶴舞中央図書館	鶴舞中央図書館	鶴舞中央図書館	名古屋市緑政土木局	鶴舞中央図書館
物件写真					

番号	F	G	H	I	J	K
物件種別	公園灯	看板 (自転車等放置禁止区域)	看板 (広域避難場所)	看板 (広域避難場所)	通気口	引込柱
撤去・移設可否	移設可	移設不可	移設不可	移設不可	移設不可	移設不可
所有者	鶴舞中央図書館	名古屋市緑政土木局	名古屋市防災危機管理局	名古屋市防災危機管理局	名古屋市交通局	名古屋市みどりの協会
物件写真						

※鶴舞中央図書館所有物の移設に関しては、鶴舞中央図書館との事前協議が必要です。
 ※記載がないものに関しては、基本的に撤去可能です。

既存工作物箇所図（秋の池エリア）



番号	L	M	N	O
物件種別	第1受変電	第2受変電	公園灯	公園灯
撤去可否	移設可	移設可	移設可	移設可
所有者	名古屋市緑政土木局	名古屋市緑政土木局	名古屋市緑政土木局	名古屋市緑政土木局
物件写真				

※記載がないものに関しては、基本的に撤去可能です。

既存工作物箇所図（熊沢山エリア）



番号	P
物件種別	公園灯
撤去可否	移設可
所有者	名古屋市緑政土木局
物件 写真	

※記載がないものに関しては、基本的に撤去可能です。